

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 ハンディキャブ貸出要綱

平成2年5月21日 議案第2号 議決

改正 平成12年8月1日 江東VC発第46号

改正 平成14年3月28日 江東VC発第174号

改正 平成18年2月17日 江東VC発第157号

(目的)

第1条 この要綱は、歩行困難な心身障害者（児）及び高齢者にハンディキャブの貸出しをすることにより、その行動範囲を広げ社会参加を促進し、もって地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、江東区内に居住し、日常生活に介護が必要な心身障害者（児）及び高齢者で次の各号に該当する者とする。

- (1) 車いす利用者
- (2) その他会長が必要と認めた者

(利用できる範囲)

第3条 利用できる範囲は、社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 ハンディキャブ貸出実施細目（以下「貸出実施細目」という。）に定める。

(利用登録)

第4条 ハンディキャブの利用を希望するものは、ハンディキャブ利用登録カード（第1号様式）により利用登録を行わなければならない。

(申込み)

第5条 ハンディキャブの利用を希望するものは、ハンディキャブ利用申込書（第2号様式）により利用希望日の10日前までに、会長に申込まなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 ハンディキャブ利用申込者は、申込み時点で運転者を定め、事前承認を受けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申込者本人において運転者の確保ができない場合は、予め本会に登録している運転ボランティアの紹介をすることにより申込書を受理する。ただし、利用者は同乗する介助者を確保しなければならない。

(利用承認)

第6条 会長は、前条の申込書を受理した時は、速やかに審査をし、貸出しを適当と認めたときは承認する。

(利用承認の取り消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、

又は制限し、もしくは停止することがある。

- (1) 事故、災害、その他の理由により、ハンディキャブが運行できなくなったとき
- (2) 利用者、運転者が利用の条件に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき
- (3) 前各号の他、ハンディキャブの車検、修理等管理上の必要があるとき

(利用日)

第8条 ハンディキャブを利用できる日は、12月28日から1月3日の期間を除く日とする。

(利用者の義務)

第9条 第4条の規定により、ハンディキャブの利用承認を受けた者は、ハンディキャブを利用する際、ハンディキャブ利用注意及び別に定める貸出実施細目記載事項を遵守しなければならない。

(利用料)

第10条 ハンディキャブの利用料は無料とする。ただし、ガソリン代や走行にかかる費用は利用者が負担するものとする。

(事故の取り扱い)

第11条 ハンディキャブの利用時に利用者の責任において生じた事故については、貸出実施細目に定める通りに扱うものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行についての必要な事項は、別に貸出実施細目を定める。

附 則

- (1) この要綱は平成2年5月21日より施行する。
- (2) 社会福祉法人 江東区社会福祉協議会ミニハンディキャブ運行管理要綱（昭和61年1月議決第12号）は廃止する。

附 則

この要綱は平成12年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。